

第二十五條 本組合の決議を経るにあらざれば變更することを得ず

第二十六條 本組合規約實施は昭和七年五月二十二日とす

二、綱 領

日産合同労働組合綱領

- 一、我等は一般無産階級の合同結成の下に相互扶助を目的とす
- 二、我等は團結の威力と有效なる戦術を以て資本家階級の抑壓と迫害に對し徹底的勇敢なる闘争を期す
- 三、我等は労働者階級の組織的勢力を具備し労働階級の完全なる解放と自由平等の社會の實現を期す

三、政 策

日産合同労働組合政策

- 一、 自由的労働組合法の獲得
- 二、 最低賃金制の設置
- 三、 解雇手當制度獲得並に増額要求
- 四、 失業者救済事業の徹底
- 五、 交通労働者の待遇改善
- 六、 炭坑陥没農村被害の補償徹底
- 七、 小作權の確立
- 八、 肥料の國家管理
- 九、 御用産業組合の排除
- 十、 借地借家料値下げ徹底
- 十一、 軍需軍力料金五割値下げ